

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

記

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記事項を専決処分する。

令和8年3月31日

国立市長 濱 崎 真 也

記

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成18年6月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下単に「種別割」という。）」を削る。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第1号様式中「軽自動車税（種別割）証紙」を「軽自動車税証紙」に、「Light-Automobile (Category Base) Tax Stamp」を「Light-Automobile Tax Stamp」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。